

★ 広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第五十六号）（道路河川管理課）

広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年広島県条例第五十四号）の施行期日を平成二十五年十二月十一日とすることとした。